

航空自衛隊仕様書				
仕様書の 種類	内容による分類		役務仕様書	
	性質による分類		個別仕様書	
物品番号	6625-00-777-307221		仕様書番号	
品名  又は  件名	STIMULATOR, LOAD FORCE ERROR SE 国外修理（診断後）		4補LPS-B660075-1	
			作成	令和 4年 7月 15日
			改正	令和 5年 3月 24日
				令和 年 月 日
作成部 隊等名	第4補給処			

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が保有するSTIMULATOR, LOAD FORCE ERROR SE（型式145-51747）の国外修理（診断後）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。

#### 1.2.1

##### 国外製造会社等

当該装備品の製造会社(Moog, Inc. Aircraft Group) 及び製造会社から修理について認定された修理会社

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 仕様書

4補LPS-00001 外注整備共通仕様書

#### b) 技術資料等

T. O. 33A1-12-1015-1 TECHNICAL MANUAL

OPERATION AND MAINTENANCE INSTRUCTIONS

品名	STIMULATOR, LOAD FORCE ERROR SE 国外修理 (診断後)
----	--

WITH ILLUSTRATED PARTS BREAKDOWN  
 LOAD FORCE ERROR SENSOR STIMULATOR  
 Moog Inc.  
 F33657-70-C-0300  
 F33657-79-C-0779

145-51747 Stimulator, Load Force Error Sensor Assembly Drawings  
 (Moog, Inc. Aircraft Group)

c) その他

診断報告書 装備品に添付されている診断報告書

2 要求事項

2.1 一般

一般的事項は、4補LPS-00001 の2.1 による。

2.2 修理対象品

修理対象品の一連番号 (Ser No.) は、調達要領指定書に示す。

2.3 整備作業の種類

整備作業の種類は、4補LPS-00001 の2.2.1 g) とする。

2.4 整備作業の工程

整備作業の工程は、次による。また、受入点検、納入前点検及び整備作業等の表示・記録は契約の相手方が実施し、修理作業及び調整・試験は国外製造会社等が実施する。

- a) 受入点検
- b) 修理作業
- c) 調整・試験
- d) 納入前点検
- e) 整備作業等の表示・記録

2.5 整備作業の実施要領

整備作業の実施要領は、T. O. 33A1-12-1015-1 , 145-51747 及び診断報告書に従い実施するほか、次による。また、作業標準は適用しない。

2.5.1 受入点検

受入点検は、4補LPS-00001 の2.3.1 による。

品名	STIMULATOR, LOAD FORCE ERROR SE 国外修理 (診断後)
----	--

## 2.5.2 修理作業

修理作業は、4補LPS-00001 の2.3.3 によるほか、診断報告書に基づき実施する。

## 2.5.3 調整・試験

調整・試験は、4補LPS-00001 の2.3.4 による。

## 2.5.4 納入前点検

契約の相手方は、国外製造会社等から受領した修理対象品を開梱し、納入前点検を次によって実施する。

- a) 物品番号 (S/N) , 部品番号 (P/N) , 品名, 数量及び一連番号 (Ser No.) を確認するとともに、輸送取扱不良による破損及び外観の異状の有無を目視点検によって点検する。
- b) 要修理品等に“品質を保証する証明書 (様式任意)” が添付されていることを確認する。

## 2.5.5 整備作業等の表示・記録

整備作業等の表示・記録は、4補LPS-00001 の2.3.5 による。

## 2.6 作業の中止

作業の中止は、4補LPS-00001 の2.5 による。

## 2.7 追加作業

追加作業は、4補LPS-00001 の2.6 による

## 3 整備用部品・材料

整備用部品・材料は、4補LPS-00001 の3 に従い、契約の相手方又は国外製造会社等が準備する。

## 4 監督・検査

監督・検査は、4補LPS-00001 の4.2 による。ただし、国外製造会社等が実施した作業の監督については“品質を保証する証明書 (様式任意)” の確認による。

## 5 出荷条件

包装は、商慣習とする。

## 6 その他の指示

### 6.1 書類の作成及び添付

契約の相手方は、国外製造会社等に“品質を保証する証明書 (様式任意)” を1部作成させ、当該装備品に添付させる。

品名	STIMULATOR, LOAD FORCE ERROR SE 国外修理（診断後）
----	---

## 6.2 記録等の提示

契約の相手方は、要修理品等について検査及び試験等を完了した場合は、要修理品等の検査及び試験等の記録並びに4補LPS-00001の2.7.1及び2.7.2の整備作業等の記録を監督官に提示しなければならない。

## 6.3 記録等の保管

契約の相手方は、6.2で示す記録を契約が完了した会計年度の翌年の4月1日から起算して5年間保管し、いつでも参照可能な状態にしておかなければならない。ただし、4補LPS-00001の2.7.2の記録は、除く。

## 6.4 安全管理

安全管理は、4補LPS-00001の11による。

## 6.5 輸出入通関等諸手続

国外の修理役務に必要な輸出入通関等諸手続は、関連法令等の定めるところに従い、契約の相手方が行う。

## 6.6 その他必要な事項

その他必要な事項は、4補LPS-00001の5承認、6報告、8.1整備に係る官給品等、10契約の相手方の技術提供及び13仕様書の疑義による。